

# 取締役会規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、この規程の定めるところによる。

### (構成)

第2条 取締役会は、取締役全員をもってこれを構成し、業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

2 監査役は取締役会に出席し、必要がある場合には意見を述べることを要する。

### (開催)

第3条 取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とする。

2 定時取締役会は、原則として1ヶ月に1回開催するものとする。

3 臨時取締役会は、必要ある場合に随時開催する。

## 第2章 招集

### (招集権者)

第4条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

### (招集通知)

第5条 取締役会の招集通知は、定款で定めるところにより会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

### (招集の請求)

第6条 取締役は、必要に応じ、議案および審議を必要とする理由を記載した書面を招集権者に提出して、取締役会の招集を請求することができる。

2 前項の請求をした取締役は、請求後5日以内にその請求の日より2週間内の日を会日とする取締役会が招集されないときは、自ら取締役会を招集することができる。

### 第3章 議事

#### (議長)

第7条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### (決議)

第8条 取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもってこれを行なう。

2 会議の目的たる事項につき利害関係を有する取締役は、その決議に参加することができない。この場合、その取締役は出席取締役の数に算入されない。

#### (決議事項)

第9条 取締役会の決議を要する事項は、別表に定める。

#### (報告)

第10条 代表取締役は、1ヶ月に1回以上、会社の業務執行の状況またはその必要な情報を、取締役会において報告または説明するものとする。ただし、事案により、その業務を担当する他の取締役にこれを行なわせることができる。

2 取締役が競業または自己取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事項を取締役に報告しなければならない。

#### (取締役以外の者の出席)

第11条 取締役会が必要と認めたときは、取締役以外の者を取締役会に出席させて、その意見または説明を求めることができる。

#### (議事録)

第12条 取締役会の議事は、その経過の要領と結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2 欠席した取締役には、議事録の写しおよび取締役会の資料を送付する。

#### 付則

#### (施行)

第13条 この規程は、令和6年5月1日から実施する。

## 取締役会決議事項

## (1) 決議事項

決議事項	根拠条文
1 株主総会に関する事項	
(1)株主総会の招集（日時、場所、会議の目的事項、議案等）の決定	会 298 条①
(2)事業報告の承認	会 436 条③
(3)貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの附属明細書の承認	＃
(4)取締役社長に事故ある場合の株主総会の招集者・議長となる取締役の順序の決定	
(5)書面投票制度採用の決定	会 298 条①
2 取締役および使用人に関する事項	
(1)代表取締役の選定	会 362 条②三
(2)役付取締役の選定	
(3)業務執行取締役の選定	会 362 条②一
(4)執行役員を選定および解職	会 362 条②一
(5)取締役の競業取引の承認	会 365 条①
(6)会社と取締役間の取引の承認	会 365 条①
(7)取締役・監査役の他の会社・団体の役員就任	
(8)取締役社長に事故ある場合の取締役会の招集者・議長となる取締役の順序の決定	
(9)社員の懲戒処分	
3 組織・規程に関する事項	
(1)支店および重要な組織の設置、改廃	会 362 条④四
(2)社内規程の制定、改廃	
4 株式に関する事項	
(1)名義書換代理人の選任および解任ならびにその事務取扱場所の決定	
(2)法定準備金の資本組入れ	会 448 条③
(3)株式の分割およびそれに伴う会社が発行する株式の総数の増加に係る定款の変更	会 183 条②
(4)基準日の決定	
(5)自己株式の取得、処分および消却	会 155 条、会 178 条②

\*取締役会報告事項

報告事項	根拠条文
1 取締役の競業取引の報告	会 365 条②
2 会社と取締役間の取引の報告	会 365 条②
3 全社的委員会・プロジェクトチームの設置・改廃	
4 軽微な組織の設置、改廃	
5 新規事業ならびに新規開発案件の開始（軽微なもの）	
6 決算短信の承認	
7 月次決算の実施	
8 決算予想値の承認、修正	
9 会計監査・税務当局対応に関する事項	
10 社員持株会の運営・管理に係る重要事項	
11 有価証券の取得・売却*	
12 資産運用目的投融資の実行、撤退*	
13 営業取引目的投融資の実行、撤退*	
14 デリバティブ取引の実行*	
15 人員計画、採用計画の策定	
16 社員の教育、研修・セミナー参加*	
17 知的財産権の申請	
18 重要な訴訟及び苦情・クレームに関する事項	
19 取引先の破産、会社更生、民事再生、強制執行等*	
20 重要または異例な営業取引に係る事項	
21 重要または異例な契約	
22 独占的代理店契約	
23 固定資産の取得、処分*	
24 その他取締役社長が必要と認めた事項	
*印のあるものは、職務権限一覧表等に定める基準に基づく。	